

## 置賜広域行政事務組合告示第26号

置賜広域行政事務組合有料広告掲載の取扱いに関する規程を次のように制定する。

平成21年8月19日

理事長米沢市長 安部 三十郎

### 置賜広域行政事務組合有料広告掲載の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、組合が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載できるもの(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 広域広報おきたま
- (2) 組合ホームページ
- (3) 組合指定ごみ袋
- (4) その他理事会が認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、広告媒体には掲載しない。

- (1) 人権侵害となるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
- (6) その他広告として掲載することが適当でないとして理事会が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の基準は、理事会が別に定める。

( 広告の規格等 )

第4条 掲載を募集する広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに理事会が別に定める。

( 掲載の募集 )

第5条 広告の掲載の募集は、広域広報おきたま、組合のホームページ等により前条の規定により定めた事項を明示して行う。

( 掲載の申込み )

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、置賜広域行政事務組合広告掲載申込書(様式第1号)により、理事会に申し込むものとする。

( 掲載の決定等 )

第7条 理事会は、前条の申込みがあったときは、広告の内容(以下「掲載内容」という。)を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 理事会は、掲載内容に疑義があるときは、第9条に規定する置賜広域行政事務組合広告掲載審査会に意見を求めることができる。

3 理事会は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、置賜広域行政事務組合広告掲載決定通知書(様式第2号)又は置賜広域行政事務組合広告非掲載決定書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

( 掲載の優先順位 )

第8条 前条第1項の規定により広告の掲載の可否を決定するに当たり、1の広告枠に複数の申込みがあるときは、次の各号に掲げる申込者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を広告を掲載する者(以下「広告主」という。)として決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するもの 第1位

(2) 本組合の構成市町(米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町及び小国町をいう。)に事業所等を有するもの(前号に掲げるものを除く。) 第2位

(3) 前2号のいずれにも該当しないもの 第3位

2 前項の規定により複数の申込者に対し順位を付した場合において、最も高い順位を付した申込者が複数あるときは、抽選によりそれらの申込者のうちから1者を広告主として決定するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第9条 掲載内容が適正基準を満たしているかどうかを審査するため、置賜広域行政事務組合広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長は、事務局長をもって充て、会務を掌理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、事務局総務課長、審査に係る広告媒体を所管する課(置賜広域行政事務組合行政組織規則(平成5年規則第14号)第3条に定める課をいう。)の長及び事務局総務課長補佐をもって充てる。

6 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある職員に会議への出席、資料の提出及び意見を求めることができる。

3 委員長において会議を開く暇がないと委員長が認めたものについては、回議により審査を行うことができる。

(掲載料)

第11条 広告主は、理事会が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告が掲載できなくなったときは、その限りではない。

3 前項ただし書きの場合において返還することとなる広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 理事会が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。

(2) 理事会が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他理事会が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

置賜広域行政事務組合広告掲載申込書

置賜広域行政事務組合

理事長 あて

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話番号

担当者氏名

有料広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体(番号を で囲んでください。)

(1) 広域広報おきたま

(2) 組合のホームページ

(3) 指定ごみ袋

(4) その他( )

2 掲載希望期間

3 広告の内容(広告の案等を添付してください。)

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

置賜広域行政事務組合  
理事長

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 広告媒体

- (1) 広域広報おきたま
- (2) 組合のホームページ
- (3) 指定ごみ袋
- (4) その他（ ）

2 掲載期間

3 広告掲載料 円

4 納付期限等 年 月 日

5 原稿等の提出期限 年 月 日

6 その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

置賜広域行政事務組合

理事長

印

### 広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告掲載について、下記の理由により掲載できないことと決定しましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1 広告媒体

- (1) 広域広報おきたま
- (2) 組合のホームページ
- (3) 指定ごみ袋
- (4) その他（                      ）

##### 2 掲載できない理由